

職員給食についての覚書

社会福祉法人なごや福祉施設協会(以下「発注者」という。)と、〇〇〇〇(以下「受注者」という。)が〇〇年〇月〇日に締結したなごやかハウス野跡等(以下「施設」という。)における給食業務委託契約書に基づき、職員給食について次のように覚書を定める。

(給食時間)

第1条 給食時間は下記の表のとおりとする。

	開始時間	終了時間
昼食	11:30	13:30

(職員給食)

第2条 職員給食は次のとおり行うものとする。

- ①受注者の提供する食事の代価は、1食につき 円(消費税を除く。)とする。但し、税法の改正により消費税率が変動した場合には、改正以降における消費税は変動後の税率によるものとする。
- ②受注者は、前項の給食代金を1か月分まとめて発注者に請求し、発注者は各職員から集金して翌月末までに受注者に支払う。
- ③献立作成、材料の発注・検収、調理については受注者に一任する。
- ④発注者の職員は、給食希望食数を取りまとめ、受注者に連絡する。
- ⑤発注者の職員は、給食の追加注文・取消をする場合は前もって受注者に申し出る。
- ⑥当日やむを得ない場合の変更の申し出については、発注者受注者双方の了承のもと受け付ける。
- ⑦受注者は、発注者の職員に提供する給食について、衛生面に気をつけ食中毒等の事故が起きないようにしなければならない。また、この場合、損害が発生したときは発注者受注者双方が協議し解決にあたるものとする。
- ⑧本覚書の解釈で疑義を生じた場合、及び本覚書に定めがない事項に関しては発注者受注者協議の上解決するものとする。

この覚書の証として本書 3 通を作成し、発注者、受注者、及び丙が各 1 通を保管する。

年 月 日

発注者 名古屋市昭和区紅梅町 3 丁目 3 番地
社会福祉法人なごや福祉施設協会
理事長 柴田 久司 ⑩

受注者

⑩

代行保証者

⑩